

第4回野生動物委員会の会議概要

(小動物臨床部会個別委員会)

I 日時 平成19年2月26日(月) 13:30~16:30

II 場所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員長】 羽山 伸一 日本獣医生命科学大学助教授

【副委員長】 成島 悦雄 東京都多摩動物公園飼育展示課野生生物保全センター長

【委員】 加藤 千晴 神奈川県自然環境保全センター自然保護公園部野生生物課副技幹
小林 眞 大阪府羽曳野食品衛生検査所長
坂庭 浩之 群馬県北部食肉衛生検査所食鳥検査グループ主幹
高島 一昭 財団法人 鳥取県動物臨床医学研究所評議員
本郷 健雄 北海道環境生活部環境室自然環境課主査
溝口 俊夫 社団法人 福島県獣医師会理事
山口千津子 社団法人 日本動物福祉協会獣医師調査員

(欠席委員)

浅野 玄 岐阜大学講師
小松 泰史 社団法人 東京都獣医師会副会長

【環境省】 堀上 勝 自然環境局野生生物課課長補佐
田中 英二 自然環境局野生生物課外来生物対策室移入生物専門官

【本会】 中川 秀樹(副会長)、大森 伸男(専務理事)ほか

IV 議 事

- 1 第3回野生動物委員会の検討結果(説明)
- 2 ツボカビ対策への獣医師会としての対応(説明)
- 3 委員会報告のとりまとめ(協議)
- 4 その他

V 会議概要

会議の冒頭、羽山委員長から「本日はご多忙中の出席に感謝する。今回の会議で、委員会報告完成を目指して検討を進めたい。」旨の挨拶があった。

続いて事務局から出席者の紹介が行われた後、委員長により議事が進められた。

1 第3回野生動物委員会の検討結果（説明）

事務局から、第3回野生動物委員会の検討結果が資料に基づき説明された。まとめと今後の対応として以下が報告された。

- (1) 外来生物に対する獣医師会の考え方については、第3回委員会の検討を受けて内容が整理され、中間報告「外来生物に対する対策の考え方」として取りまとめられた。今月、日本獣医師会ホームページで構成獣医師等及び一般に公表したところである。
- (2) 外来生物の処分や防除実施計画策定のための指針である「特定外来生物対策指針」については、たたき台を作成して、今回の委員会に提出することとされた。これについては委員長及び副委員長に作成いただき、資料として今回配布した。

2 ツボカビ対策への獣医師会としての対応（説明）

- (1) 事務局から、ツボカビ対策への日本獣医師会としての対応の経過が資料に基づき説明された。
 - ア 平成19年1月、爬虫類両生類の臨床と病理のための研究会（SCAPARA）会長からの協力依頼を受け、各地方会に協力を依頼する旨通知し、ツボカビ症に関する解説書を送付した。
 - イ 同年2月、環境省自然環境局野生生物課長通知を受け、①一般飼養者への普及啓発、②ツボカビ拡散防止のための適切な処置への協力と合わせ、SCAPARAから提供された、各地のコア獣医師リストを添付し各地方会あてに通知した。
- (2) 環境省担当官から、本件について以下の説明がなされた。
 - ア この件については外来生物対策室が、各方面に情報提供を求めるとともに、ホームページ等を通じて正しい知識の普及・啓発に努めている。
 - イ カエルの流通経路については判明していない部分も多く、情報の収集に努めている。
- (3) 委員長から、「カエルツボカビ症緊急対策行動計画ワークショップ最終報告書」が示され、説明された。
 - ア ツボカビは、国際自然保護連合（IUCN）種の保存委員会が2000年に発表した「世界の侵略的外来種ワースト100」にリストアップされている。
 - イ 2002年、IUCNは、両生類の保全のため、絶滅危惧種及び野生生物種のすべてを生息域外保全の対象とすることを勧告した。
 - ウ その後、ドイツでのIUCN保全・繁殖専門家グループ年次総会、世界動物園水族館協会等で同様の提案がなされ、我が国でもSCAPARAにおけるワークショップの開催等、対策への取り組みが開始された。

- エ 国内では、緊急対策地域として琉球列島が指定され、環境省や地方自治体等、関係者を挙げて対策に取り組んでいる。
- オ 感染の制御のためには、流通経路の監視・遮断が重要。
- カ 虚偽の申告による違法な輸入や、アロワナの餌としてのカエルの大量輸入など、ツボカビ感染の危険性がある両生類が国外から持ち込まれる可能性は多岐に渡る。調査が急がれる。
- キ カエルの流通制限に対しては、関係業界からの反発が予想されるが、あくまでも業者保護を念頭に行動計画は提案されているので、理解を求めたい。
- ク 本報告書で示した緊急行動計画の各項目の早急な実現が求められている。

- (4) 動物園水族館協会ではツボカビに係るワークショップの開催を計画しており、ワークショップにおいては、踏み込んだ検討を行い、提言をまとめる方向であることが紹介された。
- (5) 横浜市獣医師会では、小動物診療獣医師とコア獣医師との連携等、いち早く取り組みを進めている旨が紹介された。
- (6) 委員から、感染が疑われる個体の検査、死亡個体の取り扱いについて質問が出され、委員長から、先ずコア獣医師に相談することを基本とする旨回答された。
- (7) 日本獣医師会雑誌にツボカビについての解説記事を掲載することが提案され、麻布大学宇根助教授に執筆依頼することが了承された。

3 委員会報告のとりまとめ（協議）

- (1) 検討に先立ち、「外来生物問題は、飼育下のものと野外のものに大別されるが、獣医師会での検討はどのように進められているのか」との質問が出され、事務局から「飼育下の動物については動物愛護福祉委員会が、野外の動物については野生動物委員会がそれぞれ検討している」旨説明された。
- (2) 取りまとめた委員会報告の今後の取り扱いについて、部会長から理事会に報告され、必要な対応については、関係方面への働きかけが行われることとなる旨説明された。
- (3) 羽山委員長から、中間報告に特定外来生物の取り扱い指針と外来生物法に基づく防除実施計画策定指針を資料として加え、最終報告を取りまとめたい旨説明された。まず、成島副委員長から、「特定外来生物の安楽死に関する指針」が提示され、各委員に意見が求められた。大要は以下のとおり。

ア 炭酸ガスによる処分、冷凍による処分等について

- (ア) 炭酸ガスによる処分について記載すべきではないか。
- (イ) 屋外では、炭酸ガスのボンベは扱いにくい。薬剤と注射器のほうが機動的である。
- (ウ) 麻酔による意識喪失処置を施さず、野外で気化したばかりの冷たい炭酸ガスによる処分を行うと、冷たさによる不快と呼吸困難のため暴れることになり、動物福祉の観点から好ましくない。
- (エ) 処分を実施しているある県では、炭酸ガス処分機材一式を積載した車両を運用している。
- (オ) 現状として、炭酸ガス処分機や爬虫類向けの冷凍庫を運用している施設もある。このあたりの検討が必要だ。
- (カ) 炭酸ガス処分については、防除・処分を行う現場と動物愛護関係者の双方に配慮が必要であり、悩ましい。
- (キ) 鳥インフルエンザ対応において炭酸ガスを使用している状況も考慮すべきである。
- (ク) 獣医師関与の根拠と人道的な方法、現実的方策として、全身麻酔薬を投与した上で炭酸ガスの使用を認める、としてはいかがか。

イ 条件を限定した基準の策定について

- (ア) 処分場所が管理された施設内か屋外か、処分個体は少数か多数かによって考え方が違うので、区分して明記すべきではないか。
- (イ) 捕獲現場等、野外での個体処分や、獣医師が不在の場合等について、それぞれガイドラインが必要である。
- (ウ) 今回示された案をスタンダードな基準とした上で、限定した場面で認められる事項を例示して追記してはいかがか。

ウ 不動化、麻酔下での処分について

- (ア) 不動化した上での処分は、無意識下での処分であることを明確にすることが大切。
- (イ) 単独で用いてはならないが、麻酔下であれば用いてもよい薬剤として、塩化カリウム等の使用を認めてはいかがか。

エ 用語について

- (ア) 用語について、「人道的な処分」と一般に使うが、人が強制的に命を奪うことが人道的なのか。周囲の関係者から見て、出来る限り苦痛を和らげ人道的な扱いがなされていることと「生命の尊厳を尊ぶ」ことを分けて考える必要がある。
- (イ) 苦痛やストレスの緩和と生命の尊厳とは別の概念であり、ともに尊重されるべきである。
- (ウ) 動物の処分について、「安楽死」としているが、安楽な死を迎えさせることは安楽殺であり、法律上は致死「処分」である。用語の再整理が必要。

- (エ) 殺したという印象が強い表現は開業獣医師からの反発も予想される。
- (オ) 「安楽死」とするなら、意味を明確に使い、多用すべきではない。

オ その他

- (ア) 鳥獣保護法に基づく有害捕獲の場合は、動物の致死方法について今回検討している指針の内容よりも広く容認される等、条件によって動物の扱いが異なる面がある。いかなる場合も動物にできる限り苦痛を与えないようにすべき。
 - (イ) 動愛法の改正に伴う一連の作業の中で、動物の処分方法に関する指針の見直しはまだ行われていない。外来生物の処分についての指針が、伴侶動物に先行した内容となることについて、特に問題はないのか。
 - (ウ) 獣医師会の野生動物委員会が、特定外来生物の取り扱い指針の一つとして処分方法を示すものなので問題はないのではないのか。
 - (エ) 環境省中央環境審議会動物愛護部会の検討項目として指針の改定はあげられているが、検討の時期等詳細は未定である。
 - (オ) 不動化薬剤としてのケタミンについて、施設内においては、麻薬施用者免許による「治療行為」の枠内での使用が可能だが、麻薬研究者免許によるフィールドでの使用を認めていない自治体も多い。
 - (カ) 厚生労働省の見解と各自治体の対応に差があり、現場に不都合が生じている。獣医師会として何らかの取り組みが必要ではないのか。
 - (キ) 動物の処分は獣医師が行うことが理想ではあるが、現場では殆どの場合、獣医師以外の職員により行われているのが現状であり、麻酔薬の注入による方法は現状にそぐわない。
 - (ク) 自治体等が防除を実施する場合、人員や施設等をどこまで整備できるかは予算次第。厳しい基準が示されれば、それを履行するための予算要求がなされ、結果として体制の整備につながる。
 - (ケ) ガイドラインのハードルが高いことはかまわないのではないのか。ただ、防除に対する現場の意識が後ろ向きにならないように配慮し、具体的に提示する必要がある。
 - (コ) 獣医師会が示すのに、現場での具体性に欠けるものを出しても意味が無い。現場が対応しやすいようにすることが本来の目的。
 - (サ) 処分前の動物について、捕獲檻の中に長時間放置することも好ましくない。定期的巡回とともに、檻の中で麻酔処置をする等の配慮が必要。
- (4) 特定外来生物の安楽死に関する指針については、用語の統一を含め、再整理することとされた。
- (5) 羽山委員長から、外来生物法に基づく防除実施計画策定指針が示され、同様に再整理が必要とされ、以下の点を中心に検討の上再整理することとされた。
- ア 「人道的見地に立ち」は、「生命の尊厳を尊ぶ立場から」等に言い換える。
 - イ 防除実施計画の策定にあたって配慮されるべき事項について、各項目の主語を明確

化し、1は「計画の策定主体」、2は「計画の策定主体と獣医師もしくは獣医師会」、3は「計画の策定主体」を主語として加える。

ウ 4は冒頭の「捕獲された動物の処分にあたっては」を「防除実施計画における処分方法は」に改める。

(6) 小林委員から、「大阪府アライグマ防除実施計画(案)」が紹介された。

ア 大阪府における外来生物に対する行政の対応は、これまで苦情を受けてその都度対応するような受動的なものであったが、今後は積極的に対策を推進し、能動的に取り組むこととなる。

イ 平成19年度の捕獲頭数は800頭を計画している。

ウ 実際の防除は、市町村が関係各機関に委託して実施するケースが殆どである。

エ 動物の処分は、2段階注射若しくは新炭酸ガス方式(大阪府が導入している処分機による処分)とする。

(7) 報告書の本文のうち、「獣医師会が現状で取り組むべき課題」については、獣医師会が具体的な行動を起こしやすいように、項目を分類・整理して、詳しく書き込む必要がある旨の意見が出され、委員の中から担当を決め、追加執筆することとされた。

(8) 報告書全体についても、羅列的な印象が見受けられるため文章を再整理する。

VI まとめ

1 上記の検討を踏まえて、以下の事項について、委員長と担当者及び委員の間でメール交換により委員会報告書最終案の取りまとめを行い、次回委員会に提出して承認を得ることとする。

(1) 「特定外来生物の安楽死に関する指針」は、再整理する。

(2) 「外来生物法に基づく防除実施計画策定指針」は、再整理する。

(3) 「獣医師会が現状で取り組むべき課題」の整理は、小林委員、溝口委員が執筆を担当する。

(4) 報告書全体について、委員長、副委員長を中心に再整理する。

2 ツボカビに係る情報の普及・啓発のため、解説記事を日本獣医師会雑誌に掲載する。

3 中川副会長から、今年度開催された横浜市獣医師会市民フォーラム「野生化した外来動物の今後を考える」シンポジウムが紹介された。また、横浜市獣医師会意見広告「外

来野生動物を飼う前にはよく考えて」を3月18（日）朝日新聞朝刊（神奈川版）に掲載することが説明され、広告のコピー資料が配布された。

- 4 羽山委員長から、本日の委員会参加への謝意と次回委員会への出席依頼が述べられ、会議を終了した。